

August 2019

2019年税法改正案 — 法人税

1. 持株会社の現物出資時における譲渡益の課税特例方式の変更 (租税特例制限法 § 38の2)

□ 改正前

法人又は個人株主が持株会社の設立・転換のために保有している株式を持株会社に現物出資する場合には、現物出資対象株式の譲渡益に対する法人税及び譲渡所得税の課税が繰り延べられる。

この場合、課税が繰り延べられた税金は、法人又は個人株主が現物出資の対価として受け取った持株会社の株式を「処分する時点」で課税される。

□ 改正内容

改正前の規定は、法人又は個人株主に課税されるべき税金を事実上、無期限に繰り延べることと何ら変わりが無いという批判を受け、法人又は個人株主が持株会社の設立・転換のために保有している株式を持株会社に現物出資する場合、関連の税金は「4年据置、3年分割納付」するよう改正された。

□ 改正の効果

構造調整に関する他の税制特惠規定と異なり、租税特例制限法第38条の2に基づく構造調整の際には、事実上、現物出資対象株式の未実現利益が課税される効果が生じるため、今後同規定を利用した構造調整は行われにくくなることが予想される。

□ 適用時期

2021年12月31日以前に出資する分については改正前の規定が適用され、改正後の規定は 2022年1月1日以降に出資する分から適用される。

2. 業務用乗用車に関する課税制度の合理化

(1) 運行記録簿作成義務の緩和(法人税法施行令 § 50の2 ⑦)

☐ 改正前

業務用乗用車関連の費用のうち、年間1,000万ウォン以下は運行記録簿を作成しなくても全額損金として認められる。

☐ 改正内容

運行記録簿の作成なしに損金として認められる業務用乗用車関連の費用の範囲を年間1,500万ウォンに上方修正。

☐ 改正の効果

高価な車両でないにもかかわらず、運行記録簿を作成しない場合、一定の金額が損金不算入となる負担が存在したが、かかる負担の緩和が期待される。

☐ 適用時期

2020年1月1日以降に開始される事業年度・課税期間分から適用。

(2) 研究開発用の車両は業務用乗用車から除外(法人税法 § 27の2 ①)

☐ 改正内容

研究開発目的で使用する乗用車(自律走行自動車)は、業務用の乗用車に関する損金不算入の特例が適用されない。

☐ 改正の効果

自律走行自動車関連の研究を行う多くの部品メーカーで生じた実務上の問題(研究開発目的の車両に対する業務用乗用車の申告義務)を解決。

☐ 適用時期

2020年1月1日以降に開始される事業年度・課税期間分から適用。

3. 繰り越された寄付金を先に控除(法人税法 § 24)

☐ 改正前

当該事業年度に支出した寄付金を優先的に控除し、残りの寄付金控除限度内で繰り越された寄付金を控除。

☐ 改正内容

繰り越された寄付金を優先的に控除し、残りの寄付金控除限度内で当該事業年度に支出した寄付金を控除。

☐ 改正の効果

繰越期間(10年)内における安定した寄付金控除が可能となる。

☐ 適用時期

2020年1月1日以降の課税標準申告分から適用。

4. 国庫補助金は期限の過ぎた欠損金に引当不可(法人税法 § 18)

☐ 改正内容

無償で受け取った資産の価額(資産受贈益)から、支払われた国庫補助金は除くこととするただし書を追加。

☐ 改正の効果

国庫補助金の益金不算入の効果と繰越欠損金に引き当てる効果が二重に適用される実務上の問題の解消が期待される。

☐ 適用時期

2020年1月1日以降に開始される事業年度・課税期間分から適用。

5. リースの会計基準変更にもかかわらず従前の税務処理を維持 (法人税法施行令 § 24 ⑤)

☐ 改正前

リース資産に対する減価償却費については、企業会計基準に基づきファイナンスリースとオペレーティングリースを区分し、税務処理もこれを準用。

☐ 改正内容

K-IFRSのリース会計基準が変更(オペレーティングリースについてもファイナンスリースと同様の会計処理とするよう規定)されたが、これとは関係なく従前の減価償却方式を維持(ファイナンスリースはリース利用者の減価償却資産、オペレーティングリースはリース会社の減価償却資産)。

□ 改正の効果

企業の会計基準の変更により、法人税申告時に発生し得る混乱を事前に防ぐ効果があるとみられる。

6. 役員の退職金に対する所得税負担増が予想(所得税法 § 22 ③)

□ 改正前

役員の場合、2012年以降の退職所得分について、「退職前の3年間の平均給与 × 10分の1 × 2012年以後の勤続年数 × 支給倍数(3倍)」を超える退職所得は勤労所得として課税。

□ 改正内容

適用される支給倍数を 3倍 → 2倍に調整。

□ 改正の効果

2020年1月1日以降に退職する役員から税負担が増加する効果が発生。

□ 適用時期

2020年1月1日以降に退職して支払われる所得分から適用。

7. 生産性向上施設の投資税額控除を拡大適用

(1) 生産性向上施設の投資税額控除率を一時上方修正(租税特例制限法 § 25)

□ 改正前

控除率：大企業 1%、中堅企業 3%、中小企業 7%。

□ 改正内容

控除率：大企業 2%、中堅企業 5%、中小企業 10%(施行日以降1年間に限り上方修正)。

□ 改正の効果

短期的な投資誘致が高まり、企業の投資を誘発する効果が期待される。

□ 適用時期

2020年1月1日以降の投資分から適用。

(2) 生産性向上施設の投資税額控除対象の調整及び適用期限の延長 (租税特例制限法 § 25、租税特例制限法施行規則 別表2)

□ 改正前

医薬品の品質管理が改善された施設に対して投資した場合、大企業 1%、中堅企業 3%、中小企業 6%の税額控除を適用(2019年12月31日まで)。

□ 改正内容

医薬品の品質管理改善施設に対する投資の税額控除は適用期限が終了となり、「医薬品製造先端設備」と「物流産業先端設備」は生産性向上施設の投資税額控除対象として新たに規定。生産性向上施設の投資税額控除適用期限を2021年12月31日まで延長。

□ 改正の効果

先端施設に対する投資促進の効果が期待される。

□ 適用時期

2020年1月1日以降の投資分から適用。

8. 研究開発税額控除の拡大適用

(1) 新成長・要素技術を研究開発費用の税額控除等に拡大(租税特例制限法 § 144 ①、租税特例制限法施行令 別表7、租税特例制限法施行規則 § 7)

□ 改正内容

(控除対象の拡大)システム半導体設計・製造技術、バイオベター臨床試験の技術を含む。

(委託研究開発費用認定機関の拡大)内国法人が直接・間接的に主導する研究開発を主業とする外国企業に対する委託研究開発費用も税額控除が可能。

(繰越期間の拡大)新成長動力・要素技術の研究開発費用は「5年」→「10年」間繰越可能。

□ 改正の効果

新成長動力・要素技術に対する費用支出の増加が見込まれ、特にこれまで制限的だった海外現地法人による研究開発の活性化が予想される。

□ 適用時期

2020年1月1日以降に開始される課税年度分から適用。

(2) 委託共同研究開発費用の税額控除の範囲拡大(租税特例制限法 §9 ②)

□ 改正前

サービスの研究開発については自社の研究開発費用のみ税額控除対象に含まれたが、科学技術分野の研究開発費用は委託・共同研究費も税額控除の適用対象。

□ 改正内容

サービスの研究開発における委託・共同研究費も税額控除対象として認められる。(科学技術と融合したサービスの研究開発に限り適用)

□ 改正の効果

科学技術とサービスが融合した研究開発の費用については、税額控除の可否が不透明だった実務上の問題が解消され、サービス分野における研究開発の活性化が期待される。

□ 適用時期

2020年1月1日以降に開始される課税年度分から適用。



**INNOVATIVE
LAWYERS2018**
ASIA-PACIFIC WINNER



NATIONAL FIRM OF THE YEAR
SOUTH KOREA
CHAMBERS ASIA-PACIFIC AWARDS

Yulchon LLC

Korea | Vietnam | China | Myanmar | Russia | Indonesia*
* in association with Roosdiono & Partners

Subscribe | View More Updates | Contact Us

Material included in our newsletter has been prepared for informational purposes only and is not offered as legal advice on any particular matter. Yulchon and contributing authors disclaim all liability for the newsletter's content and are not responsible for any third party contents which can be accessed through this newsletter.

Copyright 2019 Yulchon LLC. All rights reserved